

社協のしおり



基本理念（平成25年4月1日制定）

私たちは、地域福祉を推進するために、地域の皆さんや関係機関と協力
しあい、『誰もが幸せに』暮らせる福祉の村づくりを目指します。

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会



も・く・じ

社会福祉協議会ってどんなところ	1
社会福祉協議会の沿革	2
社会福祉協議会の概要	5
社会福祉協議会の組織	5
社会福祉協議会の事業	6
法人運営部門	7
地域福祉部門	7
生活支援部門	10
成年後見部門	13
学童保育部門	14
福祉センター昭和の湯部門	14
シルバー人材センター部門	15
介護保険部門	15
個人情報について	16
苦情解決について	16
情報公開について	16
社協会費のお願い	16
おれい	17
さいごに	17
事務所案内	18

社会福祉協議会ってどんなところ??

【はじめに】

社会福祉協議会って??

社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつです。国、都道府県、市区町村単位で組織され、地域住民の福祉増進をはかる民間組織で「社協」が愛称になっています。

昭和村社協では「住民主体」の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み『誰もが幸せに』暮らせる地域社会の実現を目指し活動を展開しています。

《社会（みんなの）福祉（幸せを）協議（話し合う）会（ところ）》



社会福祉協議会の沿革

昭和43年	6月	・昭和村の住民福祉の向上を目的に昭和村社会福祉協議会が任意団体として発足する（主たる事務所を昭和村役場庁舎内に置く） ・平成元年の法人設立までの間、家庭奉仕員の派遣や移動入浴業務を行うなど地域福祉の推進に寄与する
平成 元年	9月	・社会福祉法人設立認可申請を群馬県へ提出し設立認可を受ける ・昭和村社会福祉協議会が解散する ・老人居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）を開始する
	10月	・社会福祉法人昭和村社会福祉協議会設立登記を完了する ・林清治氏（議会議長）が第1代会長に就任する
平成 3年	1月	・加藤芳夫氏（議会議長）が第2代会長に就任する
	4月	・ボランティア協議会の事務局となる
平成 5年	4月	・遺族の会、傷痍軍人会及び妻の会の事務局となる
	7月	・社協だより第1号を発行する
平成 7年	1月	・加藤秀光氏（議会議長）が第3代会長に就任する
	3月	・第1回福祉大会を開催する
平成 8年	4月	・主たる事務所を昭和村総合福祉センター内に移転する ・福祉センター昭和の湯、デイサービスセンターの運営を昭和村から受託する
平成 9年	4月	・各福祉団体の事務局となる （老人クラブ連合会、母子会、身体障害者の会、更生保護女性会、共同募金会昭和村委員会）
	11月	・第1回福祉まつりを開催する
平成10年	4月	・手をつなぐ親の会の事務局となる
	12月	・七五三木隆氏（議会議長）が第4代会長に就任する
平成11年	4月	・在宅介護支援センターの運営を昭和村から受託する ・シルバー人材センターの事務局となる ・善意銀行を設置する
	8月	・介護保険事業居宅介護支援事業の指定を群馬県より受ける
	12月	・介護保険事業居宅サービス事業の指定を群馬県より受ける （訪問介護、通所介護、訪問入浴介護）
平成12年	4月	・高橋信雄氏（民間）が第5代会長に就任する ・配食サービス事業を昭和村から受託する
	9月	・ふれあい館の運営を昭和村から受託する ・生きがい対応型デイサービス事業を昭和村から受託する
平成14年	4月	・昭和東学童クラブの運営を昭和村から受託する

	1 1 月	・精神障害者ホームヘルプサービス事業者の指定を昭和村より受ける
	1 2 月	・社協のしおりを発行する
平成 1 5 年	3 月	・支援費制度居宅介護事業者の指定を群馬県より受ける (児童・知的・身体)
	4 月	・昭和南学童クラブの運営を昭和村から受託する
	7 月	・デイサービスセンターの改修工事を行う
平成 1 7 年	9 月	・一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可を関東運輸局より受ける
平成 1 8 年	3 月	・介護保険事業指定介護予防サービス事業者の指定を群馬県より受ける (介護予防訪問介護、介護予防通所介護)
		・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』)
	9 月	・指定障害福祉サービス事業者の指定を群馬県より受ける (居宅介護、重度訪問介護)
平成 1 9 年	4 月	・萩原銀治氏(民間)が第6代会長に就任する
平成 2 1 年	4 月	・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』更新)
平成 2 2 年	1 1 月	・優良活動社会福祉協議会として全国社会福祉協議会長表彰を受ける
	1 2 月	・発展強化計画(平成 2 3 年度～平成 2 7 年度)を策定する
平成 2 3 年	5 月	・野田敏夫氏(民間)が第7代会長に就任する
平成 2 4 年	4 月	・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』2 度目の更新)
平成 2 5 年	4 月	・法人の基本理念を制定する
平成 2 6 年	7 月	・金子松二郎氏(民間)が第8代会長に就任する
平成 2 7 年	4 月	・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』3 度目の更新)
平成 2 8 年	3 月	・第2次発展強化計画(平成 2 8 年度～平成 3 2 年度)を策定する
	4 月	・昭和村ボランティアセンターを開設する
平成 2 9 年	4 月	・昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画を策定する
	7 月	・職員の働く指針を定める心構え(社訓)を整備する

平成30年	3月	・指定訪問入浴介護事業を廃止する
	4月	・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』4度目の更新)
		・生活支援体制整備事業を昭和村から受託する
	9月	・要介護認定調査を昭和村から受託する
平成 元年	6月	・新木敬司氏が第9代会長に就任する
令和 2年	6月	・生活支援体制整備事業による安心お守り隊がスタートする
	10月	・事業継続計画（BCP）を策定する
令和 3年	3月	・第3次発展強化計画を策定する（令和3年度～令和7年度）
	4月	・昭和村公の施設の指定管理者の指定を受ける (昭和村総合福祉センター「昭和の湯」、昭和村通所介護施設、昭和村ふれあい館、昭和村学童クラブ施設『東学童クラブ』『南学童クラブ』『大河原学童クラブ』5度目の更新)
令和 4年	3月	・指定通所介護事業を廃止する ・第2次昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画を策定する
	4月	・地域包括支援センターを昭和村から受託する ・地域密着型通所介護事業の指定を昭和村より受ける
	7月	・法人後見準備委員会を設置する
令和 5年	3月	・障害福祉サービス事業（居宅介護及び重度訪問介護）を廃止する
	4月	・法人後見事業を開始する
	9月	・権利擁護センター（中核機関）を昭和村から受託する
令和 7年	2月	・社協だより第100号を発行する
	3月	・訪問介護事業及び訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）を廃止する

社会福祉協議会の概要

【名称】社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会

【所在地】〒379-1203

群馬県利根郡昭和村大字系井624番地

昭和村総合福祉センター内

【設立認可年月日】平成元年9月29日〔設立登記同年10月2日〕

【電話代表】0278-20-1126

【FAX代表】0278-24-5161

【E-Mail】showa-shakyou.1.10.2@bz01.plala.or.jp

【ホームページアドレス】<http://www.showa-shakyo.jp>

社会福祉協議会の組織

【役員組織】

理 事 12名（10～12名）＊会長1名、副会長2名含む

監 事 2名

評議員 20名（20～25名）です。

なお、理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。理事の互選により選出された会長が会務を統括し、この法人を代表します。

【委員会組織】

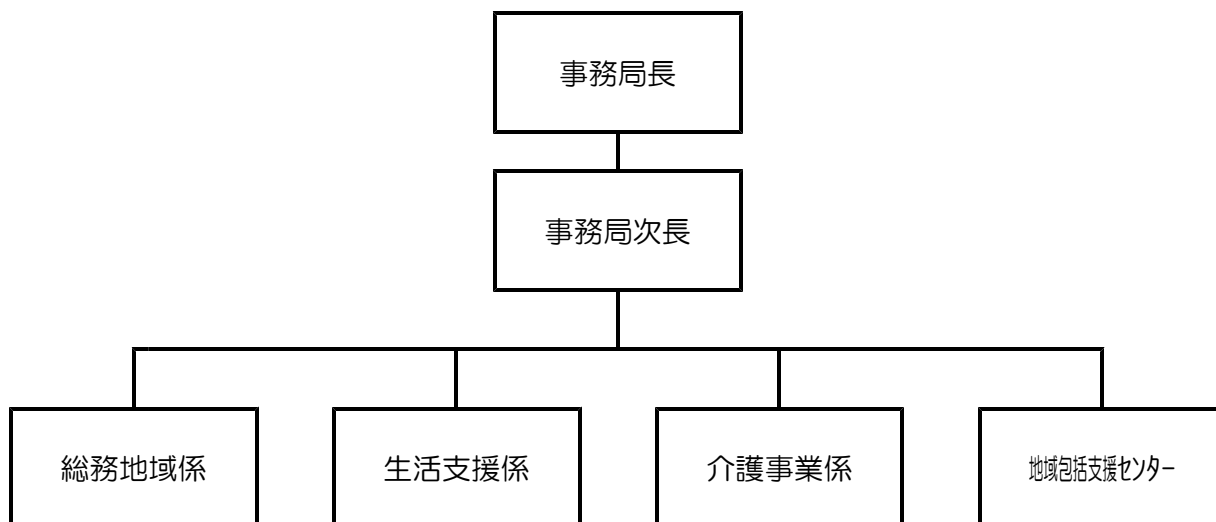
社協の専門的な事項について会長の諮問に答えるため、次の委員会が設置されています。

- ・ ボランティアセンター運営委員会（ボランティアセンター及び善意銀行の運営に関する事項の審議）
- ・ シルバー人材センター運営委員会（シルバー人材センターの運営に関する事項の審議）
- ・ 法人後見運営委員会（法人後見の受任の適否に関する事項の審議）

【事務局組織】（令和7年10月1日現在）

派遣職員2名、正規職員11名、嘱託職員4名、臨時職員13名、非常勤職員15名の計45名が下図の組織に配属されています。

昭和村社協では事務局長・事務局次長の下に総務地域係・生活支援係・介護事業係及び地域包括支援センターを置き、4つの係（センター）で大きく8つの部門を所管しています。



【社会福祉協議会の事業】

どんなことをしているの？どんなサービスが受けられるの？

○事務局長・事務局次長

[法人運営部門]

[シルバー人材センター部門]

○総務地域係

[地域福祉部門]

[学童保育部門]

[福祉センター昭和の湯部門]

○生活支援係

[生活支援部門] ＊地域包括支援センターを除く

[成年後見部門]

○介護事業係

[介護保険部門]

○地域包括支援センター

[生活支援部門] ＊地域包括支援センター

です。次頁から詳しく説明します。

【法人運営部門】

◇基本目標「地域に親しまれる団体として適正で開かれた法人の運営を組織的に行います」

○適正な法人運営とガバナンスの強化

- ・適正かつ組織的な法人運営を図るために定款等に基づき、理事会・評議員会及び監事会を開催するとともに月例の正副会長会議や専門委員会等を開催します。また、法令や規則等に沿って適正な役職員の人事・労務及び財務管理を行います。

○透明性・公平性を高めるための積極的な情報公開

- ・法人運営及び事業の透明性・公平性を高めるために社協だよりを年3回発行し村内全戸に配布をします。また、ホームページやSNSを活用した情報公開も積極的行います。

○災害時における事業の継続と支援活動

- ・災害が発生した場合でも法人の事業が継続できるよう、また被災者が早期に生活再建ができるよう必要な計画策定や関係機関等との連携・訓練等を実施します。

○その他法人運営上必要となる活動

- ・行政、民生委員児童委員、地域の皆さんとの情報交換など関係機関との連絡調整を行います。また、社会情勢の変化に合わせて法人の事業経営、経営のビジョン、目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを定める発展強化計画を策定します。

【地域福祉部門】

◇基本目標「地域住民主体による地域福祉を推進するために、地域の皆さんの参加・協力による助け合い、支え合いの福祉活動を展開します」

○地域の皆さんと協働した地域活動

①福祉団体支援事業

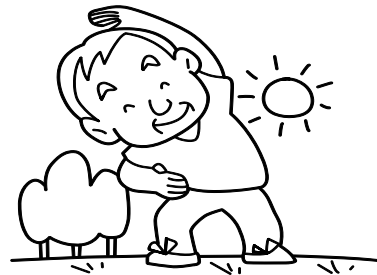
老人クラブ連合会、身体障害者の会（休会中）、手をつなぐ親の会、利根沼田聴覚障害者協会（活動費助成）、母子会（休会中）、共同募金会昭和村委員会、更生保護女性会及び

遺族の会の活動支援をします。



②小地域福祉活動支援の充実（ふれあいいきいきサロン・筋トレ体操）

小地域を対象にひとり暮らし高齢者や家に閉じこもりがちな方々が、仲間づくりや生きがいつくりに気軽に出かけられるサロン活動（筋トレ体操）を推進するとともに必要な活動費の助成をします。



③地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

誰もが住み慣れた地域の中で安心・安全で豊かな生活が送れるよう、地域全体で社会福祉活動に取り組み、共に支え合う地域社会を目指すために地域福祉計画及び地域福祉活動計画を行政や関係機関（地域住民）と協働して策定します。

○地域力の向上と住民意識を高める事業（ボランティアセンターの運営）

- ・ ボランティア協議会の活動支援及び活動費助成をするとともに、地域ボランティアの推進、福祉教育（総合学習・ボランティアスクール・福祉作文ポスターコンクール）、個人ボランティア等の登録及び紹介、エコキャップの収集並びにボランティア活動保険の一部加入助成など幅広くボランティア活動を推進します。また、災害時には必要に応じた支援活動を行います。

○その他地域福祉を推進するための活動

①社会福祉法人連絡会の開催

村内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域の課題やニーズを把握し、連携と協働により社会貢献事業の取り組みをします。

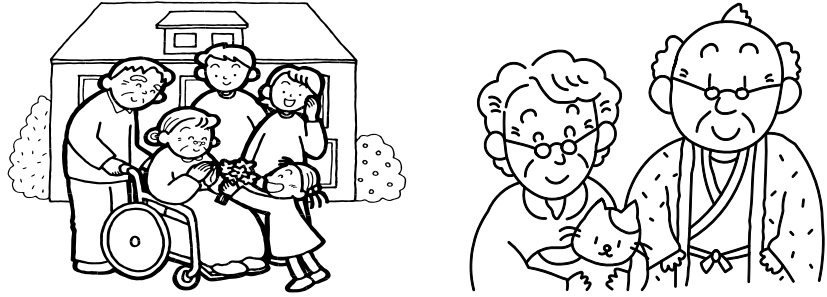
②共同募金会事業

共同募金会昭和村委員会の事務局として、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金運動を実施します。＊集められた募金は、県内の各福祉施設や福祉団体に配分されます。

③敬老会・福祉大会の開催

昭和村との共催で多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに

永年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方（団体）を表彰する敬老会福祉大会を開催します。



④記念品等の贈呈（敬老祝品・出産祝品・火災見舞品）

- ・多年にわたり社会に貢献された老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、老人福祉増進に寄与するために95歳以上の方に敬老祝品を贈ります。
- ・未来を担う子どもの誕生を祝うとともに、児童福祉増進に寄与するために出産祝品を贈ります。
- ・火災に遭われた方に火災見舞品を贈ります。

⑤一人暮らし高齢者等交流事業（ふれあい交流会・温泉保養）

- ・村内のひとり暮らし高齢者等を福祉センターに招待し、ゲーム、カラオケや入浴等で1日楽しく過ごして頂きます。昼食は、ボランティアの手作り料理です。
- ・心身のリフレッシュを図るとともに楽しく交流することを目的に宿泊による温泉保養事業を実施します。



⑥福祉施設の助成及び活動支援（障がい者施設助成・子育て支援施設助成・職業訓練事業）

- ・障がい者施設及び子育て支援施設の活動費の一部を助成します。
- ・社協業務の一部を障がい者施設に委託をし、職業訓練の場を提供します。

⑦福祉育成援助活動事業（育成援助・活動費助成・高齢者疑似体験装具貸出）

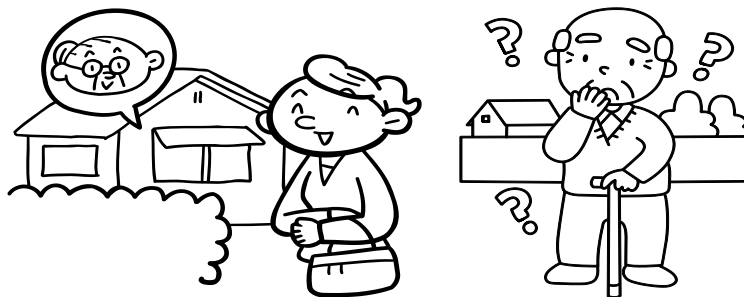
- ・福祉系資格を取得するうえで必要な現場実習等の受け入れをするとともに村内小学校に福祉協力校として福祉活動費を助成します。
- ・加齢に伴う心身の変化を疑似的に体験し、その不自由さを身をもって経験することができる装具を貸し出します。

⑧福祉まつりの開催

広く社会福祉について周知を図るために福祉バザー、福祉団体(施設)の出店、福祉なんでも相談会、災害用資機材展示などによる福祉まつりを昭和の秋祭りと共催で開催します。

⑨見守りネットワークの推進（安心お守り隊・認知症にやさしい地域づくり）

- ・「健康づくり」「挨拶運動」「動物愛護」「見守り活動」をまとめてやっちゃおうというとても欲張りで一石二鳥？三鳥？四鳥？な地域のボランティアパトロール活動を推進します。
- ・村や協力事業所と連携をし、認知症高齢者の方とその家族が地域で安心して暮らせるよう、日常の見守りと緊急時のネットワークを推進します。



⑩安心お守りカード設置事業

ひとり暮らし高齢者等が自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶときや離れて暮らす家族に連絡をとるときなどに備えておくとして安心して便利な安心お守りカードを設置します。

⑪みんなでお買い物号の実施

「買い物をしたいけど移動手段がない」「自分で買い物をしたい」などの支援策として、概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者等で利用登録をした方を対象に、決められた日程・場所へお迎えに行き、スーパーでお買い物を楽しんでいただくみんなでお買い物号を実施します。

利用料：年間（～3月31日まで） 500円

⑫自動販売機設置運営の斡旋

村内の公の施設や社協が運営をする福祉施設を利用される方の便宜を図るとともに売上の一部を地域福祉に役立てるために自動販売機の設置運営を斡旋します。

【生活支援部門】

◇基本目標「高齢者の要介護状態等を予防し、社会参加をしながら地域において自立した日常生活が営めるよう支援します」

○地域包括支援センターの受託運営

①高齢者に対する総合相談支援と権利擁護

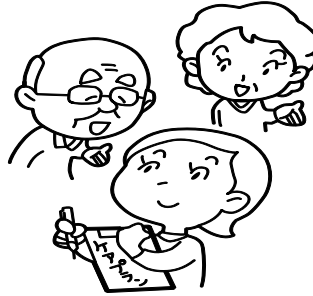
高齢者に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぐなど継続的な支援を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメント支援

関係機関との情報共有・連携強化、個別ケアマネジメントに対するサポートを行うことで、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を途切れることなく活用できるよう調整をします。

③介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援

心身・生活状況、その他の環境、本人・家族の要望などに基づき、対象者の自立支援を意識した介護予防サービス・支援計画を提案し、地域で充実した生活を送れるよう支援をします。



④認知症総合支援

地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を兼務で配置し、認知症サポーター養成講座を開催するなど認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、認知症の方を地域で支える取り組みとして認知症カフェの開催やチームオレンジを推進します。

⑤地域ケア会議の開催

村内介護保険事業所との課題や情報の共有等を目的とした地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進します。

⑥一般介護予防事業

介護予防に関する知識を普及・啓発することにより、高齢者が要介護状態となることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるようらくらく筋トレ大会や音楽療法会を開催します。また、筋トレ体操に取り組むサロン等への専門職派遣や各サロンの担い手によるきずなサポーター会議の開催、健康麻雀など新たな通いの場・憩いの場の立ち上げも行います。

○生活支援体制整備事業の受託運営

- ・助け合い活動・通いの場など地域の様々な活動の充実推進を図るために村内福祉関係者や地域住民代表等により構成する協議体を設置し定期的に会議を開催します。また、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーターを兼務で配置します。



○生活支援事業

①低所得世帯等の支援（福祉資金の貸付・生活困窮者相談支援・食料支援）

- ・低所得世帯や高齢者世帯等を対象に生活再建や就労、教育に必要な資金の貸付支援を行います。
- ・一時的な生活費・医療費等の生活資金の支出困難な世帯に対して必要な小口資金の貸付を行います。
- ・低所得者を対象に基幹社協や関係機関と連携し、必要な就労支援や生活再建に向けた相談支援等を行います。
- ・家庭等で余っている未利用食品を寄付していただき、食べ物を必要とする人のもとへ届けるフードバンクを実施します。

②判断能力が不十分な方への支援

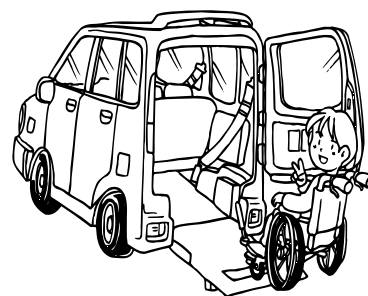
認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用支援、通帳や印鑑などの預かりサービスを行います。

利用料：1時間 1,500円（住民税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯は無料）

③家族介護者への支援（オムツ給付・福祉用具等の貸出・交流事業）

- ・村内に居住する概ね65歳以上の高齢者及び障がい者（児）で常時オムツを使用している方に年2回オムツを給付します。
- ・村内に居住する65歳以上で要介護4・5の方、認知症高齢者・重度心身障がい者等で寝たきり状態、失禁状態にある方、また療育手帳Aを持っていて失禁状態にある方に年間7万5千円を限度にオムツを給付します。
- ・要介護者や障がい者の方の自立生活の助長と本人並びに介護者の負担軽減を図るために車椅子などの福祉用具や車椅子のまま乗り降りできる福祉車両の貸し出しをします。

利用料（福祉車両）：維持費1日 250円、燃料費10km 150円



- ・在宅で介護をされている方の心身のリフレッシュと介護者相互の交流等を目的に介護者の集いを開催します。

④配食サービス事業（食の生活自立支援事業・ボランティアの手作り弁当）

- ・村内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に原則週2回お弁当を配達し栄養面の管理と併せて安否の確認をします。

利用料：1食 200円（生活保護世帯は無料）

- ・75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯を対象に手作り弁当を年10回配達し栄養面の管理と安否の確認をします。また、年末には手作りのおせち料理を配達しお正月のお手伝いと年末の安否の確認をします。



⑤その他の生活支援サービス（ケア輸送・暮らしサポート・デマンドバスの予約）

- ・一般の公共交通機関を単独では利用困難な方々を対象に、介護職員が事業用自動車により安心安全な移動サービスを行います。

利用料：30分 2,490円（村の助成対象者は250円）

- ・介護保険サービスや地域在宅福祉サービス利用者に対し介護保険制度等の対象とならない家事や介護、その他の日常生活上の支援をします。

利用料：30分 800円、60分 1,500円（生活保護世帯は半額）

- ・村のデマンドバスの予約が困難な高齢者等の予約を代理で行います。

【成年後見部門】

◇基本目標「認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が安心して生活できるよう適切な成年後見制度の相談支援等を行います」

○権利擁護センター（中核機関）の受託運営

①成年後見制度の普及啓発

成年後見制度のパンフレットや権利擁護センターのチラシ、ホームページ等を活用し制度の普及啓発を行います。また、広く制度を周知するためにセミナー等を開催します。

②成年後見制度の相談及び申立支援

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護の制度説明・相談支援をするとともに必要に応じて申立の支援を行います。

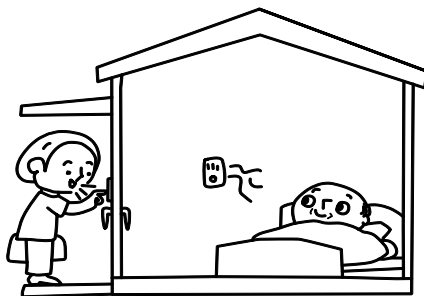
③協議会の開催

行政機関や法律及び福祉の専門職、関係機関等との連絡や情報交換を行い、相談の問題解決の連携体制を構築するために成年後見制度利用促進・連携協議会を開催します。

○法人後見事業の実施

- ・法人として成年後見制度における成年後見人等になり判断能力が不十分な方のサポートを行います。原則として月1回成年被後見人の居所を訪問し、安否の確認を行うとともに、心身の状態及び生活状況の把握に努めます。

利用料（報酬）：被後見人の財産額や後見事務の内容に応じて家庭裁判所が決定



【学童保育部門】

◇基本目標「児童や家庭に対しわけへだてなく保育を行い、豊かな愛情を持って接し児童の健全育成に努めます」

○昭和東、南、大河原学童クラブの運営

- ・放課後留守家庭児童を対象に健康管理、健全な遊びの指導等を行います。

利用料：日額1,000円 通年利用は月額10,000円が上限（生活保護世帯は無料）

*ひとり親家庭や2人目以降の同時利用は減額があります。

電話及びE-Mail

東学童クラブ 22-7260
showa-h.gakudouclub@po.kannet.ne.jp

南学童クラブ 24-6253
showa-m.gakudouclub@po.kannet.ne.jp

大河原学童クラブ 24-7778
showa-o.gakudouclub@po.kannet.ne.jp



【福祉センター昭和の湯部門】

◇基本目標「利用者の意見や社会の変化に合わせて柔軟で迅速な対応を行い、皆に愛される施設を目指します」

○福祉センター(昭和の湯)の運営

- ・平成8年5月に村民の憩いの場としてオープンした昭和の湯の管理運営をします。また

温泉で健康づくりリフレッシュ事業として、村内の概ね65歳以上の方を対象にした無料送迎を行います。

入館料（村民）：一般500円（18時以降400円）70歳以上200円

障がい者手帳交付者200円 小学生以下300円 3歳以下 無料

カラオケ営業日：火・金・日曜日

HP <https://showanoyu.showa-shakyo.jp/>



【シルバー人材センター部門】

◇基本目標「高齢者に対し補助的短期的で安心安全な就業機会を提供し、生きがいの充実及び社会参加等福祉の増進に努めます」

○シルバー人材センターの運営

・高齢者の生きがいの充実、社会参加など福祉の増進を図ることを目的に会員に対し補助的、短期的な就業機会を確保し活力ある地域社会づくりを推進します。



【介護保険部門】

◇基本目標「法令を遵守しながら、要介護者・要支援者及びご家族の方々との信頼関係を大切にして利用者個々のニーズに適切に対応したサービス提供を目指します」

○居宅介護支援事業

◇基本目標「利用者及びご家族の要望を確認したうえで専門職として個々のニーズに応えられ、残存機能の維持向上に繋がるプランの提案を目指します」

・要介護者、家族の要望をもとに介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成し、ご希望のサービス事業所との連絡調整を行います。

○地域密着型通所介護事業・通所型サービス

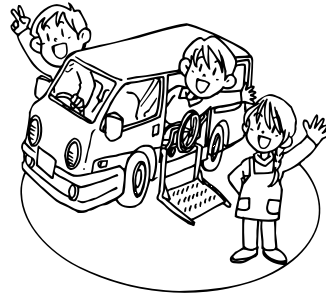
◇基本目標「個別的かつ集団的な活動及び他者との交流を通して、楽しみをもって生活す

ることで意欲的な生活に繋がるサービス提供を目指します」

- ・要介護者（又は要支援者・事業対象者）の方を対象に職員が送迎を行い、健康チェック、入浴、食事、リハビリ、レクリエーション等で1日過ごしていただきます。地域と連携した事業や外出行事・食レクなど全ての利用者が利用日や利用回数を問わず体験したり楽しめるよう行事を実施しています。

利用料：利用料は各利用者の負担割合に応じた額

食費（昼食・おやつ600円、夕食600円）



【個人情報について】

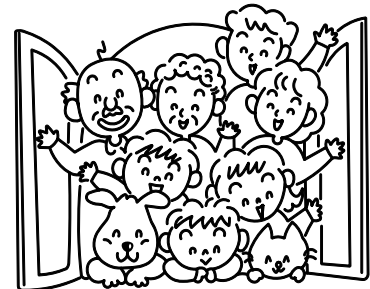
本会が保有する個人情報は、個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき適切に取り扱います。

【苦情解決について】

本会が実施する福祉サービスの苦情については、苦情受付窓口・苦情解決責任者・第三者委員を設置するなど苦情解決要綱に基づき適正に処理します。

【情報公開について】

本会では、情報公開規程に基づき、開かれた社会福祉法人のため積極的な情報公開の総合的な推進に努めます。



【社協会費のお願い】

社協の事業を進めるために社協会費納入のご協力を毎年10月にお願いしています。社協の運営、事業は皆さんの会費に支えられています。

＊納入期間外でも随時加入を受け付けます。

村民の皆さんが、1人でも多く加入して下さることで社協の事業が盛んになり、「誰もが幸せに」暮らせる福祉の村づくりをさらに広げることができます。

☆ 一般会員1,000円（各世帯）

☆ 特別会員5,000円

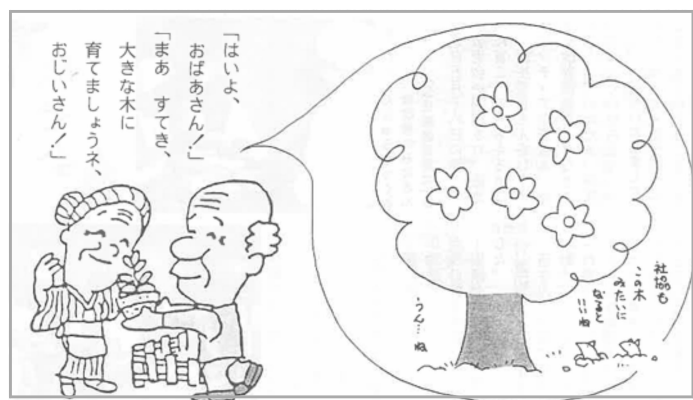
（特に福祉についてご理解をいただきご協力下さる個人、企業又は団体）

【おれい】

社協へ「福祉に役立てて欲しい」と、多くの個人、団体から寄付金品をいただきます。寄付金品につきましては寄付者の意向に沿うよう有効に活用します。この場を借りてお礼を申し上げます。

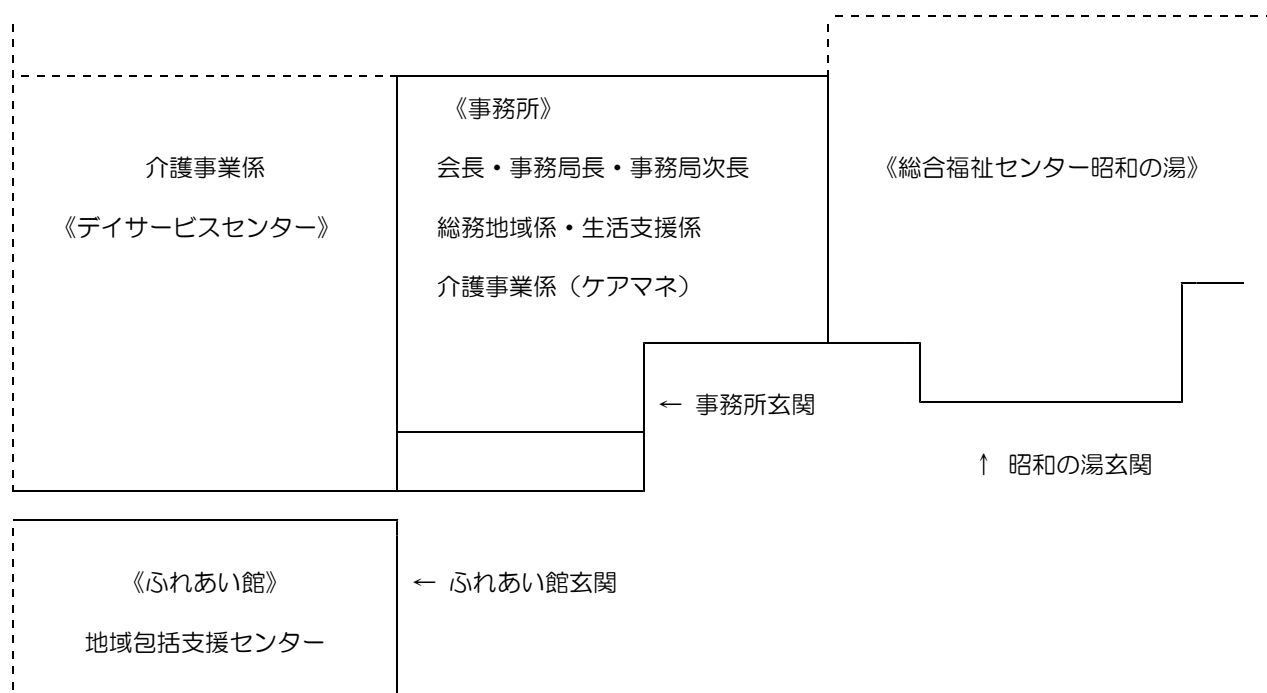
【さいごに】

平成元年に昭和村における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的に設立した昭和村社会福祉協議会も、皆様のご理解ご協力によりここまで大きく成長することができました。今後も『誰もが幸せに』暮らせる福祉の村づくりのために皆さんとともに歩んで行きたいと思います。



平成5年7月1日発行 社協だより第1号より

【事務所案内】



※ この社協のしおりは令和7年10月現在の内容で発行しており、その後の法改正等でサービス内容や利用料が変更になることがあります。

ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

〒379-1203 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地

昭和村総合福祉センター内

電話：0278-20-1126 FAX：0278-24-5161

E-Mail showa-shakyou.1.10.2@bz01.plala.or.jp

ホームページアドレス <http://www.showa-shakyo.jp>

令和7年10月発行

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会